

(様式第2号)

会 議 録

令和4年3月25日作成

会 議 の 名 称	第3回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年6月15日(火) 午前10時00分から午前11時19分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		



第 3 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和 3 年 6 月 1 5 日 (火) 午 前 1 0 時 0 0 分 ～ 午 前 1 1 時 1 9 分
2. 場 所 島 本 町 役 場 3 階 委 員 会 室
3. 議 事 日 程

【 報 告 】

- ① 農 地 法 第 5 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 届 出 書 に つ い て
- ② 農 地 法 第 5 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 届 出 書 に つ い て
- ③ 農 地 法 第 5 条 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 届 出 書 に つ い て
- ④ 農 地 法 第 4 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 届 出 書 に つ い て

【 審 議 】

- ① 「 令 和 2 年 度 の 目 標 及 び そ の 達 成 に 向 け た 活 動 の 点 検 ・ 評 価 (案) 」 お よ び 「 令 和 3 年 度 の 目 標 及 び そ の 達 成 に 向 け た 活 動 計 画 (案) 」 に つ い て
- ② 下 限 面 積 の 設 定 に つ い て

【 そ の 他 】

研 修 会

- ① 農 地 利 用 の 最 適 化 推 進 に つ い て
- ② 農 地 中 間 管 理 事 業 に つ い て

4. 出 席 者

(委 員)

会 長	大 西 義 雄	会 長 代 理	西 田 尚 弘	委 員	井 上 謙 一
委 員	小 川 良 子	委 員	柏 原 縁	委 員	木 村 修
委 員	清 水 正 純	委 員	下 村 清 次	委 員	高 山 一 郎
委 員	中 村 清 司	委 員	藤 原 弘	委 員	好 本 勲

(事 務 局)

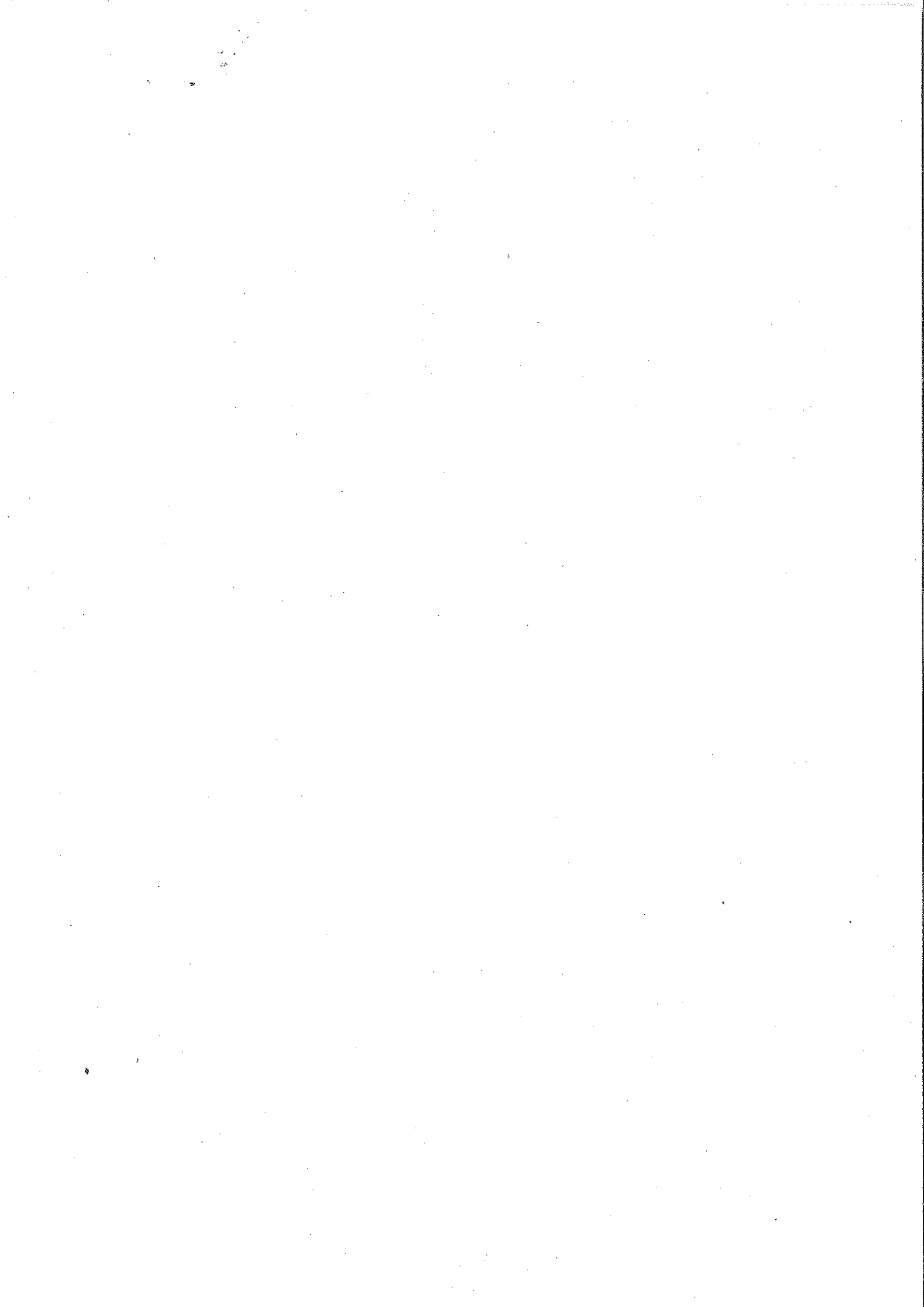
局 長	名 越 誠 治	次 長	佐 藤 成 一	担 当	大 森 隆 雄
担 当	木 村 圭 佑				

5. 欠 席 者 2 名
6. 傍 聴 人 2 名

農 業 委 員 会 会 長 大 西 義 雄

署 名 委 員 清 水 正 純

署 名 委 員 下 村 清 次



事務局	<p>本日は、皆さんご存じのとおり、大阪府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発表されているさなかということもありまして、なるべく時間を短縮しながら会議を進めていきたいと考えておりますので、スムーズな議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、恐れ入りますが座って進行をさせていただきます。</p> <p>今回は、令和3年度に入って初めての農業委員会ということでもありまして、事務局職員に異動がありましたので紹介させていただきます。</p> <p>まず、今年度新たに業務課から異動してまいりました木村でございます。</p>
事務局	<p>4月に上下水道部より、にぎわい創造課に異動してまいりました木村です。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局長の名越と次長の佐藤、あと事務局の大森に関しましては、前年度に引き続きまして農業委員会事務局を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、皆様にご報告がございます。もう既に皆様もご存じだと思いますが、今年1月23日に本町農業委員、北畑春雄様がお亡くなりになりました。北畑様におかれましては、農業委員として農業行政に参画していただいたのみならず、島本町職員として島本町の発展のために多大な貢献をされました。</p> <p>この場をお借りしまして、北畑様のご冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、町長再任後、初の農業委員会でありますので、開会に当たりまして山田町長よりごあいさつをいただきます。</p> <p>山田町長、よろしくお願いいたします。</p>
町長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>4月に選挙がありまして、再選をさせていただきました。引き続き、皆様とともに島本町農業行政についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また皆様方には、本日はお暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。平素は、本町の農業行政をはじめ調整関係に当たり何かとご支援、ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。</p>

また昨今、全国各地で甚大な被害をもたらす農災害や新型コロナウイルス感染症拡大というかつてない経験をしたこともない非常事態が続いております。農業者の皆様におかれましても様々な影響を受けておられるものと存じます。そのような中、皆様方におかれましては、昨年より農業委員としての新たな任期が始まり、農業委員としてご尽力をいただいております。深く感謝を申し上げます。

農業委員会は、これまでも農業や農業者を代表する行政委員として農地の利用集積に伴う権利調整や地域の農政活動など継続的に行っていただいておりますけれども、町内の農業を取り巻く環境は今大きく変化をしつつあります。令和元年度には、農業委員会で実施をされました農地アンケートの結果によりますと、農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業経営規模の縮小や離農を希望されている方が一定数いらっしゃいました。そのため、農業従事者及び農地面積の減少が今後も見込まれております。また、町内の農家は自給的農家や小規模販売農家が多いため、担い手への農地集積・集約化が進みにくい状況でもございます。そのような中、本町といたしましても引き続き営農を希望される農業従事者への支援について適切に対応してまいる必要があり、令和2年度においては新たな生産緑地指定に向けて尽力をし、複数の農地を生産緑地として指定することができました。本年度以降におきましても、新たな生産緑地指定に向けて尽力をするとともに、後継者不足等の解消及び農地の集積・集約化のために、中間管理事業を活用した新規就農希望者と農地所有者とのマッチングを推進していきたいと考えております。これらの取組をより効果的に進めていくため、農業委員会の役割は今まで以上に重要になってきているものと考えております。

農業委員の皆様におかれましては、今後も本町の農業振興に向けたさらなるご支援、ご指導を賜るとともに、本町における農業のより一層の発展のために、これからも農業委員としてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日ご参会の皆様のご活躍、ご健勝、ご多幸をお祈り申し上げますとともに、町政に対しまして今後もより一層のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

事務局

山田町長、ありがとうございました。

山田町長におかれまして、この後他の公務がございますので、退席をさせていただきますので、ご了承願います。

(町長 退席)

事務局

さて、事前に郵送させていただいております資料につきまして、皆様本

	<p>日お持ちいただいておりますでしょうか。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、報告案件といたしまして「農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」が3件、「農地法第4条第1項第7号の規定による届出書について」が1件、審議案件といたしまして①「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、②「下限面積の設定について」の合計2件となっております。その他といたしまして、研修会を実施いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。コロナで緊急事態宣言が発令されている中、お集まり願いましてありがとうございます。</p> <p>この緊急事態宣言も20日をもって、まん延防止に変更されるということでございますけども、まだまだ緊張していかなければならないという事態が続いております。ワクチンの接種ですね、かなり厚労省から言われておりますが、進んでいると言うてますけども、なかなか。私も7月十何日が第1回目ということで、皆さんやられた方がおられるかも分かりませんが、なかなかそれまで緊張せなあかんということで、これだったら自衛隊がやっている接種、団体の。そこへ行ったほうがいいかなと思ったり、迷っているところでございます。非常に困難な毎日を過ごさないかんという中でございます。</p> <p>外を見ますと田植が始まって、植えておられるということで、美しい光景が見えてるんですけど、島本町のその姿がだんだん減ってきているといった状態ではないかと思うんです。生産緑地に認定されたところはずっと続くんですけども、その他のところは後継者等々見つけて、そういう姿を続けていくということが大事ではないかなと思っております。</p> <p>長い挨拶はいけませんので、この辺にしたいと思います。先ほど言われました議題について、よろしくお願したいと思います。</p> <p>簡単ではございますが、ご挨拶にいたしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>大西会長、ありがとうございました。それでは、引き続き、島本町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委</p>

	<p>員14名中、出席委員12名、欠席委員2名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。清水委員、下村委員、両名をお願いいたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますか。</p>
事務局	傍聴者が2名おられます。
議長	議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申出がございますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め入室を許可いたします。それでは、議案に入ります。報告案件は4件ございますが、届出案件について、一括して事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>本日の報告案件は多数ございますが、会議時間短縮のため、概要のみのご説明とさせていただきます。地区担当委員の皆様からの補足説明も省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>ここからは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、案件としては3件、ご報告させていただくものでございます。</p> <p>まず、1ページ目でございます。</p> <p>本件は、広瀬4丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅用地となっております。</p> <p>続きまして、21ページをお開きください。</p> <p>本件は、広瀬1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅用地となっております。</p> <p>続きまして、40ページをお開きください。</p> <p>本件は、東大寺3丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は専用住宅用地となっております。</p> <p>以上が、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございました。</p> <p>続きまして、58ページをお開きください。</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては1件ご報告さ</p>

せていただくものでございます。

本件は広瀬1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。転用目的としては、工場建築となっております。63ページのてんまつ書にありますように、当該用地については既に工場が建設されておりまして、本来建設の前に農地転用の届出が出されていなければならなかったのですが、未提出となっていたため、今回このてんまつ書をつけていただき、後づけとはなりますが届出が提出されたものでございます。

以上、各報告案件についてご説明させていただきました。

なお、各案件について、委員の皆様から事前にご質問等はございませんでした。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局から4件の届出の説明がございました。委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、お受けいたします。コロナの関係で、できるだけ短時間でと言われておりますので、お願いをいたします。

よろしいですか。先にご覧いただいたと思いますので、特に発言がないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものといたします。

それでは、報告案件の議事が終了いたしましたので、審議案件に入ります。

事務局から説明してください。

事務局

それでは、102ページをお開きください。令和2年度に作成しました目標の点検・評価の案でございます。102ページでございます。

「I 農業委員会の状況」の「1 農業の概要」につきましては、農業センサス、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものが大部分となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、若干補足説明をさせていただきます。

一番上の表で管内の農地面積が46haとなっておりますが、この数字は、耕地及び作付面積統計の面積となっております。

同じ表の中に、農地台帳面積というものがございます。こちらは、農業委員会事務局で管理しております農地台帳システムに登録されている農地の面積でございます。先ほどの耕地面積と若干の違いがございますが、統計を取る主体や取る方法が違ふと考えられるものでございます。

102ページ中央の左にある表をご覧ください。こちらは、農家数に関する統計でございます。この中で、主業農家数が2となっておりますが、主業農家とは農業所得が所得の50%以上を占めており、年60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のことを申します。

農林業センサスの情報ですので、具体的にどなたが主業農家に該当するの
かということは分かりかねますが、主業農家が町内に2戸ございます。

下に移りまして、「2 農業委員会の現在の体制」でございます。

任期満了は、令和5年7月19日、定数は14名、実数は13名、うち、認定農業者に準ずる者が1名、女性委員が2名、中立委員が1名とな
っております。

103ページをご覧ください。「II 担い手への農地の利用集積・集約
化」という項目でございます。一番上の表をご覧ください。

これまでの集積面積といたしまして、0.36haと記載しておりま
す。こちらは、農業経営基盤強化促進法を適用し、耕作者に貸し出されて
いる農地の合計面積でございます。

その下の表をご覧ください。令和2年度、集積目標は0.46haと設
定しておりましたが、集積実績は0.36haでございました。

104ページをご覧ください。新規参入の促進に関する評価でございま
す。1経営体の新規参入を目標としておりましたが、残念ながら実績なし
という結果でございました。

105ページをお開きください。こちらは、遊休農地に関する措置の評
価でございます。管内の農地面積47haのうち0.02haが遊休農地
となっております。その全部の解消を目標としておりましたが、解消に
至りませんでした。今後とも解消に向けて取り組んでいく所存でございま
す。

次に、106ページをお開きください。こちらは、違反転用への適正な
対応でございます。違反転用面積は0.08haで、増減はございませ
ん。

続きまして、107ページをご覧ください。こちらは、令和2年度、農
地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務のうち、意見を付し
て知事への送付を行ったものはございませんでしたので、その旨記載して
おります。

次に、108ページをご覧ください。「3 農地所有適格法人からの報
告への対応」につきましては、管内に農地所有適格法人はございませ
んの、その旨を記載しております。

109ページをお開きください。事務の実施状況の公表等につきましては
は、農業委員会議事録の公表と、今ご覧いただいております活動計画の点
検・評価の公表状況について記載しております。

次に、110ページをお開きください。令和3年度の目標及びその達成
に向けた活動計画の案でございます。110ページにつきましては、先ほ
ど102ページでご覧いただきました評価と同様の内容を記載してございま
す。

	<p>次に、111ページをお開きください。担い手への農地の利用集積・集約化につきましてですが、上から2つ目の表、令和3年度の目標及び活動計画をご覧ください。目標といたしまして、現時点の0.36haに新規集積0.1haを加えた0.46haという値を記載しておりまして、昨年度と同様でございます。</p> <p>その下の項目「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、昨年度同様、1経営体、0.1haの新規参入を目標として、記載しております。</p> <p>112ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」といたしましては、現在、0.02haございます遊休農地の解消を目標として記載しております。また、農地パトロール実施時期については、9月から11月としております。</p> <p>なお、本件につきまして、委員の皆様から事前にご質問等はいただいております。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。膨大な量があるので、分かりにくいところ何でも結構ですから聞いてください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>すみません、■■■です。</p> <p>この目標及び活動計画というところなんですけど、私が一年前に聞いたときもこういう感じで、その前も大体こういうのをずっと挙げられてたと思うんですけども、新規参入という形はそんな簡単なことじゃないと思うんですけど、具体的にどういうふうな方法で新規参入してくれるところに向かって、どういう方法を取られて実行されようとしているのかということが、ちょっと見えてこないんですけど。その辺り、これは町なのか農業委員会全体のこと、ちょっとよく分からないんですけど。</p>
事務局	<p>■■■委員のご指摘はごもっともです。新たな参入促進というのは、非常に難しいですので、今回の研修でも皆様にご紹介させていただくんですけども、中間管理事業と言いまして、みどり公社様がやっている事業が市街化調整区域も活用できるようになりました。そういった事業を活用して進めていくというのを、今年度に関しましては目標としているところがございます。そちらを活用して参入促進を図るという形で、事務局としては考えております。</p>

議 長	よろしいですか。
委 員	<p>参入促進というのは、向こうから来るのを待っている。こっちから積極的にこういう方に就農していただきたいとか、町として農業のこういうことを取り組みたいからどなたか決断というかやってみる人はいませんかというふうな、そういう形ではないということで理解していいですか。</p>
事務局	<p>町も参入できたらいいのですが、そこに関しましては今回研修でもさせていただくのですが、やはり地域の農業委員の皆様にご協力をいただきたいと考えております。中間管理事業というのは、貸し手と借り手とお互い協力した形でマッチングしていくというやり方なのですが、それに関してまだまだ周知が足りてないところがありますので、各農業委員の方々、農業委員の皆様はその周知をお願いしたいと、本日考えているところだったので、■■■■委員がご指摘のように参入促進っていうのは難しいので、町も、もっともっと促進できると言えたら、もちろんいいですけども、やはりそこは各地区の農業を知っている各農業委員様のお力をお借りして進めていけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、現時点で、事務局としては中間管理事業を活用してやっているという話は聞いてはおりません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。中間管理機構が中に入って、貸し手と借り手を結ぶといった形態ですけどね。今やられているのは、農協はありますね。島本町で例があるのは、農協が中に入って貸し手と借り手をつないでいるというのは、ここの農業委員会でも承認したことが数件あります。中間管理機構まではないと思います。ですから、農業委員の皆さん方が、特に今、遊休地は少ないけども、何も使われてないという土地があって、そういうふうな家庭で担い手がないとかって困っておられるといった場合に、事務局にそのお話をさせていただいて、いろんな人、島本町外の人でも農業をしてみたいという人があれば、その橋渡しをするといったことは十分できますので。そういうことで遊んでいる農地をなくすということは、我々農業委員会の大事な仕事だと思っています。ファミリー農園等とかもそのうちの1つですね。ファミリー農園は、かなりあります。やられてますよね。そういうことですね。</p>
委 員	<p>それは、農地をお持ちの方に積極的にこういうふうなやり方がありますよということを案内されてるということですか。</p>

議 長	<p>そうですね。ただ、ご存じのように、農地等土地は、過去は何というか、貸付けをされている中で権利がついたり、そういうことが過去にあって、今度売買するときに借り手の人がなんぼか保証がないと返さないとかいうことがあって、この管理機構が入ったり農協が入ったり農業委員会がそのとき確認したものについては、そういうことが一切ないということになりますから、それは安心して。ただ、農地を所有している方で高齢の方は昔のことを覚えているので、そういうことが抵抗になっていることも事実あるといったことはありますので、その辺はまたいろいろお話をしていたただいた中で、分からないことは事務局に聞いていただけたらいいと思います。</p>
委 員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>ほか、ございませんか。それでは、その他質疑はございませんか。特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。それでは、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、承認される方は挙手願います。 全員挙手により、案件は承認いたします。 続きまして、審議案件②について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、2つ目の審議案件といたしまして「下限面積の設定について」をご説明させていただきます。 皆様、113ページをお開きください。 下限面積は、農地を取得されるなどの際に必要となる条件の1つで、農地法第3条第2項第5号に規定されておりまして、取得後の最低面積を定めたものでございます。 三島地区の各農業委員会の下限面積について掲載しておりますが、前年からの変更はございません。 三島地区では、やはり下限面積を下げてしまいますと、開発を目的として農地を取得することが容易になってしまいまして、農地の減少につながるという観点から、全ての市と町で20aを下限面積としております。農</p>

<p>議 長</p>	<p>地の乱開発を防ぐためにも、事務局といたしましては、現在の20aを維持していただければと考えております。</p> <p>なお、本件につきまして、委員の皆様から事前にご質問等はいただいております。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました案件につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、お受けしたいと思いますけれども。本年度も20aを下限面積にすると。過去は30aやったんですけどね。吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、そういう市町が合わせたほうがいいかなど。別に合わす必要はないんですけども、こういう考え方です。ですから、新たに就農するなり農地を取得するというときは、下限面積が確保されてなかったら資格がないということで、農業委員会で承認されないということになりますので。一気に20aを取得したら、それはそれでいいんですけど。先ほどの中間管理機構のそれも、これが適用されますから。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>新規就農者にとって、この20aっていうのは大きなことだと思うんですけども、その辺りも新規就農者にとって壁になっている部分があるんじゃないかと思うんですけど。乱開発を防ぐということで20aにすると今おっしゃってるんですけど、その辺りの考えというのはそういうことなんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。委員がご指摘のとおり、20aっていうのは、全く初めての方としたら結構大きいところはあるのかなというのは思うんですけども、やはり農地の乱開発を防ぐという意味、あとやはり農地を継続してやっていただくためにある程度面積が必要だということもありますので、やはり事務局としては20aというのが妥当だと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今現在、例えば新規就農を島本町でしてみたいとおっしゃる方が現れた場合に、この20aの土地というのは「ここ、ご紹介できますよ」というようなことってあるのですか。</p>

事務局	<p>事務局としては、すぐにここを紹介できるとかそういうことはできないのですが、そこは農業委員様のお力を借りるとともに、あと下限面積の設定をクリアする手段といたしましては、農業経営基盤強化促進法の利用権事業や促進事業等、そういったものもございますので、活用して進めていったらいいのではないかと、事務局として考えております。</p>
議長	<p>よろしいですか。なかなか難しいですけど。</p>
委員	<p>そうするとやっぱり、この令和3年度の新規1件っていうのも、かなり壁が大きいのかなというふうに感じるので、ちょっとお伺いしました。</p>
議長	<p>よろしいですか。もっと広いところもあるんですわ、1町とかね。下限面積について、よろしいですか。島本町でかなり農地が減ってきたら、20aというのはかなり、今おっしゃってるように私自身もかなり厳しい数字になってくると思いますわ。20aを集めるのが大変になってくるからね。ただ、それをすると不動産の投資に走ったり、なっていく可能性もあるんでね。やはり、基本的な考え方は20aぐらいでは生活ができないので。やっぱり、兼業農家になってくると思う。兼業農家になっても、ある程度農業を続けられるということを考えたら、やっぱりこの20aぐらいが下限面積の限界かなと。これをもっと小さくしていくと、今年を作るけど来年は作らんとかいう継続性がなくなってしまうので、誰でもやれるというようになって。ファミリー農園みたいになってしまうので。そういうことが懸念されてるわけで、いつもここは議論されておるんです。地区によっては、もっともっと少ないところもありますし、もっともっと広い面積のところもありますし。これはいろいろです。</p> <p>よろしいですか。それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは、ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>下限面積の設定について、事務局案のとおり20aで承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。挙手全員により、本案件は承認いたします。</p> <p>下限面積については、次年度の見直し、修正がなされるまでの間、20aといたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

事務局	<p>以上で本日の議案の審議が終了いたしました。委員の皆さんから、その他、何かございませんでしょうか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、事務局ございませんか。</p> <p>次に、その他の研修でございますが、準備等ございますので、今から10分休憩した後、開始させていただきたいと思っております。</p> <p>そしたら、45分からまた開始ということでございますので、10分弱ぐらいですね。45分開始ということに変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>しばし休憩をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(休憩 再開)</p>
事務局	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>研修会をただいまから行います。本日の研修の講師は、大阪府農業会議の北川次長、みどり公社の深谷様となっております。</p> <p>それでは、北川次長よろしくお願いいたします。</p>
大阪府農業会議	<p>失礼いたします。ただいま、ご紹介いただきました大阪府農業会議の北川と申します。本日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、どうもありがとうございます。</p> <p>本日の研修と言いましょか位置づけで、趣旨を私から若干簡単にご報告させていただいて、そこから農地中間管理事業の説明というのは今回本日のメインテーマでございますので、みどり公社の深谷さんにつなげさせていただきます。</p> <p>ご承知のとおり、農業委員会の法律が大きく改正されてちょうど5年が経過して、平成28年4月から新しい農業委員会法が施行されて、農業委員の選出の方法も少し変更がございましたのと、農業委員会の活動につきましても、これまでも今もそうなんですけど農地法を中心とした法令事務、これが農業委員会の基本の柱の業務ですが、それに新たに農地利用の最適化という法律の言葉があるんです、できてるんですけども、その業務が新たに加わったと。実は、もともと農業委員さんに何らかの形で関わっておられた話ですが、大きく3つありまして、1つは農地の集積・集約化という大阪ではなかなかなじみにくい言葉ですが、農地の貸し借りを進めること。それから、遊休農地を未然に防いで解消していくという、そういう遊休農地の関係の対策。それから3つ目に、新規参入。新しく農業を始められた方向けにお手伝いをしていく、この3つが大きな農業</p>

委員会の新たな柱に位置づけられておりまして、その関係のいろんな国の法律だとか、大阪府でもいろんなそれを進めるための法制度とか補助事業とかできたりもしておるんですけども、その中心になるのは本日の主題でもあります農地中間管理事業でございまして、大阪の都市部ですから農業県のような話にはなかなかないところはありますけども、やっぱり大阪の状況に応じた形での農地を、今ある農地を守っていく、将来につないで使っていただけるようにつないでいくというのは大きな業務かと思っておりますので、そういったものを進める1つの手段として農地中間管理事業、後ほど詳しい説明があると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日、資料を配らせていただいた情勢報告というやつがあるんですが、これはまた今日ここでは省略させていただきますが、またお時間があるときにお目通しいただければと思います。中身にあまり楽しい話はなく、1つは今農業委員会は法律が変わって5年になりましたという話をさせていただきましたけども、その中で政府の規制改革推進会議から、なかなか全国的な話ですけども十分な、今申し上げた農地の関係の仕事とか、なかなか十分な仕事ができてないんじゃないかという指摘もありまして、近々また国からそういう農業委員会の活動の在り方みたいなことについて通知なんかも出てくる予定になっておりまして、また詳しい情報が入りましたら、また農業委員会さんにつながっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

みどり公社

大阪府みどり公社の深谷と申します。よろしく願いします。

座って説明させていただきます。

私は一般財団法人大阪府みどり公社というところから来させていただいてるんですけど、まずこの公社が何をしてるところかっていうことですけども、私は農政チームというところで、今からご説明させていただきます農地中間管理事業で農地の貸借、貸し借りの手伝いをさせてもらっているところですけど、みどり公社としましては、府民の森の指定管理者であったりとか森林環境税の活用というふうなことをさせてもらっているところになります。

今から、農地中間管理事業についてご説明させていただきますので、よろしく願いします。資料がこちらをご覧くださいと思います。まず、こちら皆さんもうご存じだとは思いますが、農地の貸し借り、貸借の方法ですけども、おおむね4つの手法があります。左側のグレーの矢印で一番上のところ。①農地法の3条の許可を得て貸借する方法。次が②です。市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて行う利用権設定

等促進事業、いわゆる相対と呼ばれる方法ですね。次が③で、農地利用集積円滑化事業というものがあつたのですが、令和2年4月に農地中間管理事業への統合一体化によって廃止をされまして、④農地中間管理事業というものに一体化されております。こちらの農地中間管理事業ですけれども、もともとは農業振興地域だけが対象でしたが、一体化に伴いまして市街化調整区域全域まで対象区域が拡大されました。あと⑤のほうにもありますけれども、平成30年に都市農地貸借円滑化法というものが制定されまして、生産緑地の貸借も行えるようになっております。このほかに、市民農園の開発が行える特定農地貸付法などによる貸借も行えます。

左下のところに円グラフがあるのですけれども、データが30年と古いんですが、貸借の実績としましては30年度、大阪府全体で160ha貸借があり、うち利用権設定等の相対とかが大部分で123ha、76%を占めておりまして、農地中間管理事業は35haで22%というような形になっております。

次のページに行ってくださいまして、事業の目的というところですが、事業の目的としましては、先ほど北川さんからありましたとおり農業経営の規模拡大、農地の集約、新規参入の促進ということで、農業委員さんも行います農地の最適化と同じになっております。こちら右側のイメージ図ですけれども、イメージ図の左側ですね。借受けというところから真ん中の転貸、担い手への集積というところまでは、いわゆる利用権設定の相対でも行うことはできるのですが、一番右側、再配分の集約化の実現というところにつきましては、権利者として利用権を中間保有する農地中間管理事業じゃないと再配分ができないので、ここまでいかないということになっています。農地中間管理事業の特徴としましては、こういうところになっております。

ただ、ここまで大阪で必要なのかなというようなご意見も正直ありまして、実際一団地化、再配分まで全部していくというところまでは、なかなか難しいのかなというのが現状になっております。

次のページ、ピンク色のチラシを挟ませていただいております。今さらですけれども、農地中間管理事業とはというところですが、法律に基づきまして大阪府さんから「農地中間管理機構」というふうに指定を受けております大阪府みどり公社が、農地の所有者さんと貸し手さんから農地を借り受けて、担い手さんに貸し付けする事業になっております。ほかの農地の貸し借りと違いまして、みどり公社が直接権利者として所有者さんと担い手さんの間に入って中間管理しているところが特徴となっております。

チラシの次に行きまして、実績推移のグラフがあるんですけども、ここ最近、件数は80件ほどで推移しておりまして、面積はちょっとずつ上がっているのかなというところなんです。令和元年で止まってるんですけど、令

和2年の実績も39haとちょっと上がった形になっております。これは面的な、各地域、地域でまとまって10haとか、まとまって貸借をしていることがここ数年ありまして、そういう地域でまとまった面的な貸借を行ってきていることが影響しているのかなというふうに思っています。

次のページに行きまして、利用権設定と中間管理事業の比較というところで表にされてるんですけども、左側の青いところが利用権設定、相対ですね。右側が中間管理事業の場合になって、QA方式で書かせてもらっています。

まず、Q1の「農地の貸し借りに問題が発生した場合は」というところですけども、当然相対では所有者さんと耕作者さんが直接調整することになります。中間管理事業では、中間保有しているみどり公社が間に入って調整することになります。よくある事例としましては、所有者さんが貸している農地、草刈りとかがちょっとできてないなというので、なかなか自分では直接言いづらいなというときには、みどり公社に言っていただけたらみどり公社から指導させてもらうという形になっております。

次に2番です。「賃料の支払い方法は」ということですけども、当然相対は直接支払ってということになるんですが、中間管理事業の場合は公社が借り手から賃料を徴収して、公社から地権者さんにお支払いをします。借り手さんの支払いが遅れている場合でも、公社から毎年度決まった時期にお支払いをさせていただいております。これは借り手さんの場合になるんですけど、複数の地権者さんから農地を借りている借り手さんの場合は、各地権者さんそれぞれに支払いをしないとイケないんですけども、それは中間管理事業であれば、中間管理者が一括して支払うことが可能なので、小さいことかもしれないんですけど手間とか手数料とかってというのが少し軽減されるかなというようなことがあります。

次がQ3です。貸借期間ですけども、相対は3年が多いというふうに聞いておりますが、中間管理事業では原則5年以上というふうにさせてもらっております。

次、Q4です。「耕作者から契約解除を申し込まれたら」というところですけども、借り手さんから解約の話があった場合に、当然相対では所有者さんが次の借り手を探さないといけません。中間管理事業では公社が借り手さんと解約しても公社と地権者さんの契約というのは残ったままになっております。なので、最大2年間にはなってしまうんですが、新たな借り手さんを探させていただきまして、その間の賃料っていうのはもちろんみどり公社からお支払いをさせていただきます。また、草刈りなども行っていただきます。最近、耕作の方の高齢化とかで農地を返されて困っているという方が多くて、そういった方のご相談っていうのも増えてきているのかなというふうに思っております。

次がQ5です。「税制上の優遇措置は」というところですが、中間管理事業では10年間貸し出した場合には、期間は決まってるんですけど、固定資産税の軽減措置というものが受けることができます。

あと、Q6です。「農地の出し手さんへの支援は」というところですが、まず上の例、回答の1個目ですが、地域でまとまった農地を中間管理事業で貸借をした場合、実質化した人・農地プランの策定地域を対象としてというふうにはなっているんですけども、地域でまとまって貸し付けてということになりますと、地域にお金が入る地域集積協力金というものがあつたりします。またその下、リタイアする農業者等がというところですが、リタイア農家さんにつきましては、経営転換協力金というものがあつたりします。

7番ですが、「農地の借り手さん側への支援は」というところですが、新規就農をされる方については、この次世代資金、農業次世代人材投資事業（経営開始型）というようなお金を受けたい方、助成を受けたい方というのが結構管内に多いんですけども、こちらを受けるための要件としましては、人・農地プランの中心経営体に位置づけられてるか、もしくは農地中間管理事業で農地を貸借しているかという要件が、どちらか絶対に必要になっています。なかなか人・農地プランを作成してなるとかなり時間もかかってきてというところがあるので、最近この次世代資金を受けたい方が農地中間管理事業で貸借して、要件をクリアするというような事例が増えてきているところです。

ということで、今まで中間管理事業とか比較とは言いつつ、中間管理事業のほうがメリットがあるみたいな感じでお話はさせてもらってるんですけども、中間管理事業は相対に比べて登録とか審査とかっていうので手続が多くなっておりまして、手続期間が1、2か月相対より多くかかってしまいます。なので、植付け時期とかそういった関係もあって急いでというような方には、待っていただかないといけないというところがデメリットになってくるのかなと思っております。

こういった形で、メリット、デメリットを説明させていただいたんですけど、この辺全て中間管理事業についていうふうなことではなくて、まず地権者さんなり借り手さんなりが、この中間管理事業と相対っていうのを理解した上で、メリット、デメリットを理解した上で最適なほうを選択してもらってというふうに思っておりますので、農業委員の皆様にはそういったご相談とかがあつたら、こういうことやでっていうので説明いただいて、いいほうを選んでいただけたらなというふうに思っております。

その次の7ページもメリットを書かせてもらっているんで、またちょっと見といていただけたらなと思います。

8ページに行かせていただきまして、8ページですけど、これはうちの

みどり公社のホームページを写しているものですが、貸借の手続、流れの説明をさせていただきます。

まず、真ん中の1番のところですけど、農地を借り受けた方には公募に応募していただく必要がございます。申込書は、後ろの10ページにも入っておりますので、またお時間があるときに見ていただけたらと思います。公募に応募していただけたら、公社で借受け希望者の登録と公表というものをを行います。こちら登録、公表がされていまして貸借ができないというふうに法律でなっております、これがかなり時間がかかったりとか手間になっているんですけども、法律で定められてますのでご理解をお願いいたします。

次、3番です。農地を貸したい方という所有者さんにつきましては、貸付け希望申出書というものを出示していただきます。こちらの申出書も資料11ページに添付しております。こちらの申出書の提出がございましたら、公社で現地の確認を行いまして、木とかごみとかそんなものがなく、ちゃんと農地として使えるなど、借り手さんも見つかるなどという農地でありましたら、ホームページの農地情報ページという形でアップさせていただきます。こちらの農地情報ページですけど、誰でも見れるというわけではなくて、登録をされた方のみ閲覧できるID、パスワードというのを渡しております。このID、パスワードですけども、市町村さんの農業委員会事務局さんにもお渡しさせてもらってますので、必要がございましたら事務局さんでご覧いただければと思っております。

④ですけども、借受け希望者さん、登録された方がこの農地情報を見て「この農地を借りたいな」と思いましたら、借受けの申込みがございまして、⑤借受者の審査、みどり公社の中で審査、決定をさせていただきます。農地を借りたいという申込みがあってから利用開始までは、少なくとも3か月ぐらひはやっぱりかかってしまいます。この辺、ちょっと時間がかかってしまうよということをご理解いただけたらと思います。

ただ、このシステムで貸付けをさせてもらったのは、令和元年度の実績35haのうち6%程度しか実はなくて、それ以外の残り90%強っているのはどうやって貸借したのかといいますと、人・農地プランとか大阪府さんの準農家制度とか、ハートフルアグリ関係の企業さん、もしくは市町村さんの先ほど言いました認定、新規の次世代資金を受けたい方というような形の、要請に基づいて行った貸借がほとんどになっております。あと、現状、開耕作をされてる方が、正式に権利設定をしたいというような形で設定されたものなどがございます。こちらですけど、先ほど登録して公表した方しか借りられませんよということをお伝えさせてもらったんですけども、誰でも貸し付けているというわけではなくて、まず登録する際

に最低限の研修歴なり経験なりというのは審査させてもらっているっていうのと、あと地区の中で借りたいという方がいらっしやったり、規模を拡大したいとか、地域としてこの人にぜひ貸し付けたいというような意向がありましたら、ご相談いただけましたらその方を最優先として貸付けをさせてもらっております。なので、そういったことのお話がありましたら、ぜひご相談いただけたらと思います。

次のページです。最後、貸し借りの相手さんが決まってからの事務フローが書かれております。上と下の2つのフローがあるんですけども、下の集積計画一括方式というフローは令和元年の11月からスタートしたものになりまして、借り受けて貸し付けてっていうようなものを市町村さんなり農業委員会さんで一括して行えるような方法になりました。こちらのおかげで、一応若干手続は短くなっております。ただ、借り手が決まってから農地は貸借をスタートさせますので、基本的に最近はこの一括方式という形でさせていただいてます。この上段の従来の方ですけど、これもまだ残っております、まず機構、みどり公社が農地所有者さんから農地を借りてっていうようなものが集積計画の公告までの間になってます。まず、みどり公社が農業委員会さんの審議と市町村さんの公告によって農地を借り受けて、その農地を大阪府さんの認可を受けて借り手さんに貸し付けるという二段階の方式が、従来の方になっております。こちらは、解約とかで借り手さんが代わる場合や地域でまとまって何haという形で大規模認定担い手に集約を行う際は、こちらの方法を使っております。こちら、いずれのフローでも農業委員会さんの審議というものが必要となってきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

あと最後、後ろにつけておりますのは、借りたい方の申込書と貸したい方の申出書になっておりますので、またそういう借りたい、貸したいという方がおりましたら、こういうことをご案内していただければ幸いです。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。
そしたら、ご質問とかございましたらお願いいたします。

委員

農業委員会の■■■と申します。

今この農地という形で説明されましたけれども、島本町におきましても竹林が結構あるんです。高齢になられて、竹林も大きくなって、それでそのままもう放置されていると、そういうところも多いです。竹林も農地に入れるのか入れないのか、その辺はどうですか。

みどり公社

ありがとうございます。

まず、農地という定義の中で現況主義になってるんですけども、なので現況の地目が何かというところなんです。なので、例えば登記地目は何であれ

	<p>っていうことですけど、現況の地目が竹林、要は雑木林なり竹林っていう形になってしまうと、ちょっと農地とは言えなくて、貸し借りはできないんです。逆に言うと、別の市町村さんであったんですけども、栗の栽培とかをされている市町村さんがきちんと整備して、肥料とかちゃんと管理した上で栗林っていうのがあるんですけど、そこは登記地目自体は山林ですけど、現況樹園地っていう扱いになってますと、うちの農地中間管理事業で貸借ができるという形になるんです。なので、現況の竹林が本当に竹林であれば、それは貸し借りはできないになってしまうんですけども。</p>
委員	<p>竹林という形じゃなくて、山林っていう地目ならば。</p>
みどり公社	<p>現況地目が何かという形になるので。それはもちろん、農業委員会、市区町村さんで把握されてるのかなとは思いますが、現況が農地だったら。</p>
委員	<p>大体どれでも見てたら、竹林の形は多分ないと思うんです。山林という形でやったら、登記されてる農家さんも。</p>
みどり公社	<p>そうですね。山林で登記される、登記地目は山林になってると思いますね。登記地目山林で現況竹林だと、なかなか農地としての貸借は扱えないのかなというところですけど。現況が樹園地とか、畑とかいう状態であれば、貸借はできるかなとは思いますが。農地として見られてない状態だと、ちょっとうちの事業では扱えなくなってしまうんです。</p>
委員	<p>島本町では、かなり竹林の面積が多いんです。そういう場合が多いので、そういうこともあるということで、今後。</p>
みどり公社	<p>そうですね。ありがとうございます。</p>
議長	<p>今の意見で、竹林って皆イメージがいろいろあると思うんですけど、竹が勝手に生えてるのも竹林やし、タケノコ生産してきれいに山の手入れをしてやってるのも竹林でしょ。私らの中では、地目が畑、それでタケノコ用の竹林。それタケノコ生産ね。この辺、山城のタケノコって有名やからね、生産してる農業者が多いんですよ。それはどうなのかという。</p>
みどり公社	<p>その現況が、要は畑なり樹園地なりっていう扱いであれば、できます。ただ、現況地目の扱いというのは、市さんなり農業委員会さんで判断いただく形になるので、そこがうちがある程度見て判断をさせてはもらい</p>

	<p>ますけど、うちが全てではなくて、結局農業委員会さんの審議にかかってきますので、そこで本当に大丈夫かなっていうところですね。</p>
議 長	<p>調査をしないと。</p>
みどり公社	<p>そうですね、はい。</p>
委 員	<p>農業委員会がこれはいいですよと認定されれば、そういう制度を使えるということですか。</p>
みどり公社	<p>そうですね。樹園地なり畑として生産されているところだということであれば、できると思いますね。</p>
委 員	<p>それともう1つ、今、畑、田んぼをされておったところで、4、5年耕作できなくて放棄な状態になってた。当然、今は農業委員会がその職務を、農業委員さんにやってくださいっていうのが、たくさん上がってもらってると思うんです。ところが、草っていうのも根が残ってるということで種まきができなくて、根まで掘り起こす、そういう作業を公社でやってもらって、この状態で田んぼに植付けができますというところまで支援をされて、それでこの担い手の人がそこを借りると、こういう形までどうされてるのかなと。その辺の部分。</p>
みどり公社	<p>基本的には、農地として使える状態でお借りして農地として貸すという形になりますので、うちは現況というものは借りたい方に確実に見ていただくようにはしてますし、現地立会いとかもやったりとかって形になるんですけども、その程度によっては借り手さんがちょっと無理やなと思ったりとか、この程度やったら自分でやりますっていうようになって、貸借請求していくっていう形になるんですけど、おっしゃっていただいた形のみどり公社がそこまで根っことか取って、そういう作業までして貸し手に貸し付けるということができたら本当にいいと思うんですけど、今の制度ではちょっとそれができなくて。そこまではできてないので、農地を所有している皆さんには当然農地として使えるような形で保全是してくださいというように、農業委員会さんからももちろん指導していただいていると思うんですけど、それを借りたいという希望のある方に広くご紹介させていただいて、この状態だったら自分でも借り入れて耕作ができるという形になって初めて貸借がスタートするというのが、現状になってます。おっしゃっていただいた、うちが多少なりきれいにしてっていうか、根っことかそういうネックになる部分を解消した上で新たに貸し付ける、意欲のある方に</p>

委員	<p>貸し付けるっていうのができないかっていうのは、うちの中でもいろいろと考えておまして、国のほうとかにもそういった要望とかもしていけたらなというふうには思っております。</p>
議長	<p>今もその状態で、今までずっと行って、去年も大分してるんですけど、一人でできないので。そういうものを使って、状態は非常にいいという。島本町においても、そういう今、雑草が正直たくさん出てきております。それを利用するとなったら、そこまでやってあげないといかん。そういうね、どうやっていったらええんか分からないですけど、その辺をちょっと考えてもらえたらなと。</p> <p>ほかに、何かありますか。</p> <p>先ほどの案件で、審議事項で下限面積をしたんですよ。三島地区、島本町の20aが下限面積なんですね。新規就農者の場合はゼロの方がおられるよね、下限面積。</p>
みどり公社	<p>そうですね。全然持ってない人ですね。</p>
議長	<p>その人たちに、一気に20aを確保するというのは、島本町自身は10aだけって言ったなら10a足らんですわね。だから、借りる人も一気に20aっていうのがちょっと無理かなと、費用とか控えたらそういうの感じるんですよ。それはやっぱり下限面積は20aやけど、それ以外にこういうやり方をすれば、それはそれに限らないですよっていうようなことはあるんですか、ないんですか。例えば、ハウスを建ててやれば、狭い面積でもプラスアルファになるとか。</p>
みどり公社	<p>いわゆる、新規参入者を増やしていくためっていう意味ですよ。大阪府さんの準農家制度っていうものがあるんですけど、島本町さんであんまり準農家さんっていらっしゃらないんですか。すみません、あんまりピンと来ないですか。準農家制度っていうのを大阪府さんが制度としてつくってらっしゃるんですけど、これはいわゆる下限面積をいきなり新規で下限面積を超える形で借りてスタートするっていうのは結構リスクが多いっていうので、なかなか農業委員会さんの審議でも大丈夫かっていうふうになるんだと思うんですけども、準農家制度の場合、下限面積未満でも要は新規の方が準農家に登録した場合は貸し借りができるような形で、大阪府さんがそういうふうな制度をつくってしまして、これは大阪府の独自の制度だと思うんですけども。なので、下限面積2反、茨木とかこの辺も2反だと思うんですけども、2反未満の1反とかもっと少ない800㎡とか</p>

そのレベルの形で新規就農、一応準農家としての新規参入をされてる方っていうのはたくさんいらっしゃるんです。茨木とかたくさんいらっしゃるんですけど。もちろん、その方が最初は1反未満ぐらいでスタートしても、もっと大丈夫だということで規模拡大して、ステップアップして認定新規に取っていくとか、そういった形で使っていただくような制度ではあるんですけど。目標としては、ステップアップしていきましょっていうのは、目標にはなっておりますけど、最初のスタートはやっぱりいきなり今の仕事を投げうってっていうのはなかなかリスクもあるというところで、最初に1反とか下限面積未満で入ってやるっていう制度、一応準農家制度というのがありまして。新規の方ですと、個人の新規の方ですと、準農家制度で入るか、認定新規を取るか、ほぼほぼこのどっちかになってくるんです。今まで準農家制度がなかった時代は、認定新規を取っていかないとほぼほぼ入れなかったのすごいいハードルが高かったんですけど、この準農家制度ができてからは、準農家制度で下限面積未満で入られて耕作されてる方はたくさんいらっしゃいます。もちろん、入って皆さんがステップアップしてるかって言うんですけどそうではないんですけども、準農家さんからステップアップしていってもらえるような形でフォローとかいうのも大阪府さんがされておりますので、その辺を活用されてもいいのかなと思いますね。相対でもされてるところもあると思うんですけど、結構準農家さんが農地をいきなり探すのは大変なので、みどり公社で農地を探すという方が多いんですけども。今まで島本町さんは、うち自体が農振しか駄目だったのが今一応府内に広がったので、これから島本町さんも活用いただけるのであればしていただければと思うんですけど。そういうのが一応あります。

議長

ありがとうございます。
ほか、何かございませんか。

委員

最後に聞くの忘れてたけど、賃料というのが発生するんでね。賃料ってどれくらいになるんですかね。

みどり公社

賃料は選んでいただく形にはなるんですけど、地権者さんに選んでいただいて、賃料ありかなし、いわゆる使用貸借を選んでいただいて。賃料ありの場合ですけども、ありの場合もべらぼうに高いのはちょっと無理です。一応、島本町さんでうちはまだ案件がないので存じ上げないんですけども、各地域、市町村さんなり、地域ごとに分かれていたら地域ですけど、今までの直近の取引価格といいますか、賃貸借の実勢価格っていうのを教えていただきまして、その平均で基本的にはご案内させてもらってお

	<p>るんです。それよりもむちゃくちゃ高くなってきますと、うちでは取り扱えませんがということで交渉してっていう形になってきます。</p>
委員	<p>大体のあれを聞かれたときに、もう下げなあかんって思っても、賃料がどれくらいって多分聞かれると思うんですけど。</p>
みどり公社	<p>そうです、皆さん聞かれます。相場が分からないということで。</p>
委員	<p>そこが高かったらできないって言ったから、もうやってみようかなという気にもね、そこが気になると思うんですけど。大体の今言ってるところの賃料の平均っていうのは教えてもらえるんですかね。</p>
みどり公社	<p>やっぱり各市町村さんの平均っていうのを、取引的な、取引っていうか今まであった履歴っていうのでお伝えしてるので。なので、大体大阪で結構平場の、ある意味やりやすいとことかだったら年間反2万円ぐらいが目安ですよっていうふうに地権者さんにはお話しさせてもらってます。ただ、山手のほう、能勢といいますか山手になってくると1万円を切ってくるかなってところですね。そんな感じで一応お話しは、地権者さんにどれぐらいの価格が普通なのかって聞かれたら、そういうふうにお話しさせていただきますし、借り手さんにも大体それぐらいが目安かなっていうことは伝えてます。</p>
委員	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
みどり公社	<p>また、何かございましたら。 すみません、エコバッグを配らせていただいて。うちでPR用に作らせていただいたので、また何かで使っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>大阪府農業会議、北川次長様。みどり公社様、本日はお忙しいところ本町の農業委員会のためご講義いただきまして、誠にありがとうございました。お二人にご教授いただいたことを生かしまして、今後も農業行政の発展のため尽力してまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をいただけたら幸いです。 また、農業委員の皆様におかれましても、今回ご説明いただきました制度について、ご興味のある方や貸したい農地があると地域の農業者からご</p>

	<p>相談があった場合は、みどり公社様か島本町事務局までぜひご連絡をよろしく願いいたします。</p> <p>あと1点訂正がございまして、先ほど農地法第4条の届出の案件で、58ページ、59ページの案件ですけれども、私説明で「広瀬1丁目1筆」と申し上げてたんですけど、「山崎2丁目2筆」の間違いでございました。おわびし訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして本日の議案は全て終了いたしました。委員の皆さんからその他、何かありますか。</p> <p>事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からは、特にございません。</p>
議 長	<p>それでは特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、以上をもちまして第3回島本町農業委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。</p>